

目標管理型の政策評価（実績評価方式）の在り方の見直しについて

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付
政策立案・評価担当参事官室

政策評価制度の見直しの経緯

総務省政策評価審議会答申（令和4年12月21日）

政策評価制度について今後取り組むべき具体策方策として、以下の点等が示された。

- 政策評価を立案過程から切り離された作業とせず、見直し・改善に役に立つものとするためには、企画立案と評価の単位は一致していることが望ましく、立案過程で実際に行われている分析や検討をそのまま政策評価と位置付け、その内容を充実させることは、効果的かつ効率的な方法として推奨されるべきである。
- 企画立案プロセスの中で行われている実質的な評価作業を、政策評価法上の政策評価として活用することを推進するため、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等から体系的・網羅的な評価を求める記述を削除することなどにより、各府省における政策の見直し・改善に係る諸活動の自由度を高めること
- 企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、加えて予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート等をそのままの形で評価書として活用することを推奨する旨を「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）等で明記するなど、現実の企画立案の単位をそのまま評価として活用しやすい環境を整えること。

政策評価に関する基本方針の一部変更（令和5年3月28日）

政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正（令和5年3月31日）

「政策評価に関する基本方針」の一部変更が行われ、体系的・網羅的な評価を求める記述が削除されたほか、「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正が行われ、以下の点が示された。

- 企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート…（略）…等の評価関連作業についても、意思決定に有益な情報を提供するものであり、これら評価関連作業から得られる情報が、政策評価結果と内容が重複していたり、評価に活用できたりするものであることも考えられる。有効性の観点からの評価を充実させ、意思決定に有益な情報を得られる評価の実施に注力する上で、評価関連作業や政策評価から得られる情報の活用の在り方を整理し、効率的に評価を実施していくことも必要である。そのため、重複しているものや活用できるものがある場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨する。

目標管理型の政策評価（実績評価方式）の在り方の見直しについて

政策評価に関する基本方針の一部変更及び政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正を踏まえ、以下のとおり、一部の施策については行政事業レビュー等の評価関連作業において作成した資料を評価書として代替することとし、別途実績評価書の作成や、その前提となる事前分析表の毎年度の作成、政策評価に関する有識者会議での審議は行わないこととする。

国際関係の施策目標

- 国際関係の施策は、外部要因が大きいために、施策の進捗状況を毎年度定量的に設定し、評価すること自体が難しい。一方で、予算が国際機関等への拠出金や分担金等として適切に執行されているか、当該拠出金等がどのような用途に用いられているかを確認することは可能。
※予算の支出先や用途の実態を把握し、改善の余地がないか点検を行い、その結果を予算要求等に反映する取組。厚生労働省所管の約1,100事業について外部有識者による点検を実施(5年で一巡)。
- そのため、以下の施策目標については、行政事業レビュー（※）で作成したレビューシートを評価書として代替することとする。
 - X I - 1 - 1 : 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
 - X I - 1 - 2 : 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること

施策の実施主体が主として厚労省所管の独立行政法人又は試験研究機関である施策目標

- 厚労省所管独法については、毎年、有識者会議等で審議の上業績評価が実施されている。厚労省所管試験研究機関についても、毎年、研究評価委員会（※）で審議の上研究開発課題評価等が実施されている。 ※試験研究機関において組織。外部有識者から構成
- 所管独法又は試験研究機関が主な実施主体である施策目標の指標の状況は以下のとおりであり、評価が重複している。
 - 所管独法が主な実施主体である施策目標 : 政策評価で設定している指標と独法評価で設定している指標が重複。
 - 所管試験研究機関が主な実施主体である施策目標 : 研究開発課題評価の結果を政策評価の指標として設定。
- そのため、以下の施策目標については、独法評価や試験研究機関評価で作成した資料を評価書として代替することとする。
 - I - 4 - 1 : 政策医療を向上・均てん化させること ※国立高度専門医療研究センター等関係
 - I - 7 - 1 : 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること ※医薬品医療機器総合機構(PMDA)関係
 - X II - 1 - 1 : 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること ※国立感染症研究所等関係
 - X II - 2 - 1 : 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること ※日本医療研究開発機構(AMED)等関係

厚生労働科学研究関係については、厚生科学審議会科学技術部会で政策評価の指標と同様の内容を踏まえて毎年評価を実施。